

四 答

出動退庭時名ハ簡負規程ノ通實施シテアリ「マヌクレハ作業ノ性質ニヨリ給與スヘシ
十市電通料乗車券ノ交付注意線制刊ハス」ノ發行方ヲ當局ニ於テ取計ラレタシ

四 答

要求ニ應ジ難シ

十共済組合ヲ左ノ如キ骨子ニ依リ即時實施セラレタシ

一、平島手続ニ依ル低利貸付金規程ノ制定

二、労働年限ノ市ニ能取ノ日ヨリ之ヲ課メラレタシ

三、公傷局ニ對シテ後府ノ時ヨリ課メ休養醫費并膏ヲ日給金額ヲ支給セラレタシ

四、公傷局ノ職員扶助規程ニ依ラレタシ

五、労働休養金並全額（日給）支給セラレタシ（公傷局前ヨリ計算三十五日間トス）

六、災害給付水災災其他災害給付ニ對シテ日給（一）月分支給

七、組合員家族ニシテ傷療給ニ罹リタルトキハ共済組合醫費期間ニ於テ急料診療料醫費給與

八、組合員同居家族死ニシタルトキハ葬料十五日間支給

九、組合員退庭時トシテ大逆等違トセラレタシ

十、組合員退庭時トシテ大逆等違トセラレタシ

十一、組合員退庭時トシテ大逆等違トセラレタシ

四 答

共済組合ノ規程ニ依リテハ目下調査中ナリ（本年夏季並提議スル様努力セラレタシ）

十、裁省ヲ為サ、ハ抑々ラレタシ

四 答

事業終了又ハ障害を及ラシ止ムニ備サレ場合外ハ成ルル解散者ヲ出サル方針ナリ

其、給付金減額規程中左ノ各項ヲ改正セラレタシ

一、第八條中「休日作業ノ割合ニ依リ課長ニ於テ休業セシメタルカ又ハ職務ノ為傷害ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹

リ休業シタルトキハ一月金二百三十銭トアルヲ二月五十銭ト改正セラレタシ

四 答

豫算ノ関係上實施シ難シ（月僅カク又任事ニテ豫算云々ハ難意ナシ）

口、公上共済局ノ制ニ於テハ一紙並附屬品ニエト一枚万紙二十スフワグニ下、ブル長靴、金手袋各

ニ足、水カケ、ハケツ、一個、ブラワシ、一本

右七項ヲ追加セラレタシ

四 答

要求ニ應ジ難シ

ハ第十七條條貸其土運搬注附屬品ヲ故意又ハ過失ニ依リ形又ニ於テ之失毀被シタルトキハ

トアル過失ノニ案ヲ前提セラレタシ